

高知県福祉研修センター事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県福祉研修センター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う福祉人材の養成等を目的とした高知県福祉研修センター事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助基準額及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助額は、別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から補助事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）若しくは補助事業に要する別表第1の第2欄に定める区分間の配分の変更（区分の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式の補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (6) 補助事業に関する収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

- 第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(グリーン購入)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報の開示)

- 第9条 補助事業又は県社協に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 基準額	2 対象経費
知事が別に定める額	<p>高知県福祉研修センター事業を行うために必要な次に掲げる区分の経費</p> <p>1 人件費 給料、職員手当等及び共済費</p> <p>2 事業費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金</p>

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
代表者名
生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県福祉研修センター事業費補助金交付要綱第4条の規定により、 年度高知県福祉研修センター事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 添付書類
 - (1) 高知県福祉研修センター事業費補助金所要額調書（別紙1）
 - (2) 支出予定額内訳書（別紙2）
 - (3) 事業実施計画書（別紙3）
 - (4) 収支予算書抄本（別紙4）

別紙1

高知県福祉研修センター事業費補助金所要額調書

総事業費 A	収入額 B	差引き額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C、D又はE のうちいずれ か少ない額) F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	備考
円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 B欄は、寄附金を除いた収入額を記入してください。
2 F欄の1,000円未満の端数については、これを切り捨ててください。

支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給 料 (名) 職員手当等 (名) 共 済 費 (名) 報 償 費 旅 費 賃 金 (名) 需 用 費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 使用料及び賃借料 役 務 費 通信運搬費 保 険 料 手 数 料 委 託 料 備品購入費	円	
合 計		

別紙 3

事業実施計画書

実施主体 高知県社会福祉協議会

事業名 _____

事業目的、事業内容、実施体制等

担当部署 _____

担当者 _____

電話番号 _____

E-mail _____

別紙4

収支予算書抄本

収入				支出					備考
科目	予算			科目	予算				
	当初	補正	計		当初	補正	計	うち県補助金 相当額	
合計				合計					

これは、 年度高知県社会福祉協議会収支予算書の抄本に相違ありません。

年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 資金収支予算内訳表の該当経理区分に基づき記入してください。
 2 収入の予算にあつては当初予算額及び計を、支出の予算にあつては当初予算額及び計を明らかにして記入してください。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました。年度高知県福祉研修センター事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県福祉研修センター事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）事項

4 添付書類

- (1)高知県福祉研修センター事業費補助金所要額変更調書（別紙1）
- (2)収支予算書抄本（別紙2）
- (3)変更（中止・廃止）理由書

別紙1

高知県福祉研修センター事業費補助金所要額変更調書

総事業費	収入額	差引き額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基準額	選定額 (C、D又はE のうちいずれ か少ない額)	県補助 基本額	県補助 所要額	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	
円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 B欄は、寄附金を除いた収入額を記入してください。
2 F欄の1,000円未満の端数については、これを切り捨ててください。

別紙2

収支予算書抄本

収入				支出					備考
科目	予算			科目	予算				
	当初	補正	計		当初	補正	計	うち県補助金 相当額	
合計				合計					

これは、 年度高知県社会福祉協議会収支予算書の抄本に相違ありません。

年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 資金収支予算内訳表の該当経理区分に基づき記入してください。
 2 収入の予算にあつては当初予算額、補正予算額の区分及び計を、支出の予算にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分及び計を明らかにして記入してください。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。

概算払請求書

金 円

高知県福祉研修センター事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、
年度高知県福祉研修センター事業費補助金（決定通知番号高知県指令 第
号）を下記のとおり概算交付されますよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
代表者名

※ 銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通 当座	

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
代表者名

事業実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました。年度高知県福祉研修センター事業が完了しましたので、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県福祉研修センター事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金受入年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 高知県福祉研修センター事業費補助金精算額調書（別紙1）
 - (2) 支出済額内訳書（別紙2）
 - (3) 実績報告書（別紙3）
 - (4) 収支決算（見込み）書抄本（別紙4）

別紙 1

高知県福祉研修センター事業費補助金精算額調書

総事業費	収入額	差引き額 (A-B)	対象経費 支出済額	基準額	選定額 (C、D又は Eのうちい ずれか少な い額) F	県補助 基本額	県補助 所要額	県補助金 交付 決定額	県補助金 受入済額	県補助金 過不足額	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 B欄は、寄附金を除いた収入額を記入してください。
 2 F欄の1,000円未満の端数については、これを切り捨ててください。

支出済額内訳書

科 目	支出済額	積 算 内 訳
給 料 (名) 職員手当等 (名) 共 済 費 (名) 報 償 費 旅 費 賃 金 (名) 需 用 費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 使用料及び賃借料 役 務 費 通信運搬費 保 険 料 手 数 料 委 託 料 備品購入費	円	
合 計		

別紙 3

実績報告書

実施主体 高知県社会福祉協議会

事業名 _____

事業目的、事業内容、実施体制等

担当部署 _____

担当者 _____

電話番号 _____

E-mail _____

別紙4

収支決算（見込み）書抄本

収入					支出							備考
科目	予算			収入済額	科目	予算				支出済額	うち県補助金相当額	
	当初	補正	計			当初	補正	計	うち県補助金相当額			
合計					合計							

これは、 年度高知県社会福祉協議会収支決算（見込み）書の抄本に相違ありません。

年 月 日

高知県社会福祉協議会 代表者名

- (注) 1 資金収支決算内訳表の該当経理区分に基づき記入してください。
 2 収入の予算にあつては当初予算額、補正予算額の区分及び計を、支出の予算にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分及び計を明らかにして記入してください。
 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入してください。